

戸籍謄本等の原本の返却を希望する方へ

さいたま家庭裁判所本庁家事部

戸籍謄本等の原本の返却を希望される場合は、原本と一緒にコピーを提出してください。

1 主な対象事件

- ① 遺産分割，寄与分，遺留分侵害額の請求その他の相続関係の家事調停・家事事件手続法別表第2 審判事件
- ② 遺言書検認，相続放棄申述受理，相続財産管理人選任その他の相続関係の家事事件手続法別表第1 審判事件
- ③ 家事調停・審判事件における当事者の死亡による受継手続

2 対象書類

戸籍，除籍及び改製原戸籍の謄抄本及び記録事項証明書，戸籍の廃棄済み証明書，法定相続情報一覧図など

3 コピーのとりかた

- ① ステープラを外さずにコピー
- ② コピー機でコピー
写真撮影して印刷したものは不可
- ③ A4用紙にコピー
原本がA4版より小さいときは，拡大せず，そのままA4用紙にコピーしてください。
- ④ とじ方
原本と同じ順番に重ねて，ステープラでとじる。
- ⑤ 古い戸籍に掛紙（短冊状の紙）が付いているとき
掛紙をおろした状態のコピーと掛紙をめくった状態のコピーをとってください。

4 原本返却のための郵便切手等

通数が多い等，直ちに原本照合ができないときは，一旦原本をお預かりし，後日返却します。その場合には，取りに来ていただけるとき以外は，返却用の切手等の提出をお願いします。

- ※ コピーが提出されない場合，不鮮明な場合，落丁がある場合については原本を返却できませんので，ご注意ください。
- ※ 審理の必要上，後日，原本の提出をお願いすることがあります。
- ※ 上記はさいたま家裁本庁の扱いです。管内の支部，出張所については，それぞれの庁にお問い合わせください。